

# 民法とその改正

松岡 久和(法学研究科教授)  
matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp

# 目次

## はじめに

- I 民法とは何か
- II 改正は必要か、何を改正するのか
- III 改正の取組みの現状
- IV 具体的な改正提案の概要

## はじめに

- 2月18日各紙朝刊報道
- 2月19日NHKニュース
- 民法改正が中間試案段階になり、「個人保証の禁止」を提案している旨の報道

# I 民法とは何か

## 1 民法とは何か

- 市民相互の法律関係を定める基本法
- 財産の帰属・移転・保護、財産を移転する契約などの規律、人格の保護、結婚・離婚、親子（養子を含む）、扶養、相続、遺言など我々の生活に最も密着した法律

# I 民法とは何か

## 第1編 総則(第1条～第174条の2)

- 第1章 通則
- 第2章 人
- 第3章 法人
- 第4章 物
- 第5章 法律行為
- 第6章 期間の計算
- 第7章 時効

## 第2編 物権(第175条～第398条の22)

- 第1章 総則
- 第2章 占有権
- 第3章 所有権
- 第4章 地上権
- 第5章 永小作権
- 第6章 地役権
- 第7章 留置権
- 第8章 先取特権
- 第9章 質権
- 第10章 抵当権

## 第3編 債権(第399条～第724条)

- 第1章 総則

- 第2章 契約
- 第3章 事務管理
- 第4章 不当利得
- 第5章 不法行為

## 第4編 親族(第725条～第881条)

- 第1章 総則
- 第2章 婚姻
- 第3章 親子
- 第4章 親権
- 第5章 後見
- 第6章 保佐及び補助
- 第7章 扶養

## 第5編 相続(第882条～第1044条)

- 第1章 総則
- 第2章 相続人
- 第3章 相続の効力
- 第4章 相続の承認及び放棄
- 第5章 財産分離
- 第6章 相続人の不存在
- 第7章 遺言
- 第8章 遺留分

# I 民法とは何か

## 2 日本民法の歴史と特徴

- 不平等条約改正のための基本法整備の必要性
- 1890年フランス流の民法（旧民法。ボアソナード民法）  
法典論争：「民法出デテ忠孝滅ブ」
- 1896年明治民法 ←法典調査会での約3年弱の審議を経て  
その基本的性格：フランス法素材のドイツ流調理＋広範な比較法による調  
味  
特徴：諸国の民法の1/3～1/2くらいの条文数  
定義・設例を省き、大綱を示して細部は運用に委ねる  
いわばプロ向け民法
- 1947年 基本原則等（1条・1条の2）の追加、親族法・相続法の全面改正
- 2003年 担保物権法と民事執行法等の改正
- 2004年 民法の現代用語化と根保証規定の新設、財産法と家族法の統合

## Ⅱ 改正は必要か、何を改正するのか

### 1 改正の諮問

諮問88号「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

## Ⅱ 改正は必要か、何を改正するのか

### 2 改正の必要性？

- 壊れていないものを修理するな？
- 改正を必要とする事実があるのか？

## Ⅱ 改正は必要か、何を改正するのか

### 3 改正の必要性

#### ①国民にわかりやすい民法(透視性・一覧性の向上)

←特別法と判例準則による条文からは容易にわからないルール

#### ②社会・経済の変化への対応

←御年107歳！、2004年の改正は中身には立ち入っていないいわば化粧直し

←世界各国の21世紀民法制定の動き

#### ③国際的な取引ルールとの整合性

←国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン条約)、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約原則)、共通参照枠草案などによる国際的なルールの標準化

日本再生戦略の一環としての位置づけも

## Ⅱ 改正は必要か、何を改正するのか

### 4 改正の対象

- 契約法 (第3編第2章)

- 債権総則 (第3編第1章)

第3編のうち契約以外から債権が生じる場合 (第3章～第5章) を除く

- 民法総則の中の契約と深い関係のある部分

第1章・第2章の一部・第5章～第7章

# Ⅱ 改正は必要か、何を改正するのか

## 第1編 総則(第1条～第174条の2)

### 第1章 通則

### 第2章 人

### 第3章 法人

### 第4章 物

### 第5章 法律行為

### 第6章 期間の計算

### 第7章 時効

## 第2編 物権(第175条～第398条の22)

### 第1章 総則

### 第2章 占有権

### 第3章 所有権

### 第4章 地上権

### 第5章 永小作権

### 第6章 地役権

### 第7章 留置権

### 第8章 先取特権

### 第9章 質権

### 第10章 抵当権

## 第3編 債権(第399条～第724条)

### 第1章 総則

### 第2章 契約

### 第3章 事務管理

### 第4章 不当利得

### 第5章 不法行為

## 第4編 親族(第725条～第881条)

### 第1章 総則

### 第2章 婚姻

### 第3章 親子

### 第4章 親権

### 第5章 後見

### 第6章 保佐及び補助

### 第7章 扶養

## 第5編 相続(第882条～第1044条)

### 第1章 総則

### 第2章 相続人

### 第3章 相続の効力

### 第4章 相続の承認及び放棄

### 第5章 財産分離

### 第6章 相続人の不存在

### 第7章 遺言

### 第8章 遺留分

**合計約370条程度＝財産法(第1編～第3編の724条の約半分強)**

# Ⅲ 改正の取組みの現状

## 1 長い準備期間

1990年代から学会はウィーン条約や各国の民法改正動向に関心

2003年・2004年改正を機に学者レベルの研究が本格化

2008年 民法改正研究会・日本私法学会シンポジウム

金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』

椿寿夫ほか編『民法改正を考える』

2009年 民法改正研究会編『民法改正 国民・法曹・学会有志案 ●仮案の提示』

民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』

内田貴『債権法の新時代』

## Ⅲ 改正の取組みの現状

### 2 法制審議会民法部会の発足

- 2009年11月 法制審議会民法(債権関係)部会を設置
- 委員19名、幹事19名、関係官(法務省の実働部隊と各省庁から)10名前後、傍聴者、事務担当者など80名規模の大会議
- 学者が19名と多く、裁判官・弁護士などの法曹関係者が14名と次いで多く、経済界・労働界・消費者団体代表は委員5人
- 民法(債権法)改正検討委員会の主流のメンバーが16名と多数を占める

## Ⅲ 改正の取組みの現状

### 3 法制審議会民法部会の審議方式

- 事務局(法務省の委員・幹事と関係官)が議論を提示
- 3週に1回、1回約5時間の会議
- 途中から学者・法曹関係を中心にした3つの分科会で補助的議論

# Ⅲ 改正の取組みの現状

## 4 審議状況と予定

2009年11月	第1回・第2回	自由討論:改正の必要性や方向性などの議論
2009年12月から	第3回～第25回	第1ステージ:論点の頭出しと基礎的議論
2011年4月	中間的な論点整理・第1回パブリック・コメント	
2011年6月	第26回～第29回	関係業界ヒアリング
2011年7月から	第30回～第71回	第2ステージ:改正の具体的内容
2013年3月	中間試案・第2回パブリック・コメント(4月16日～6月17日)	
2013年5月から	第72回～	第3ステージ:改正案の確定、細部の詰め
2015年3月頃	答申予定	
2016年春頃?	改正?	改正には関係法令への影響も考慮 施行は改正後1年以上経過後

- 法務省に関係資料(部会資料・意見書・議事要録・議事録等)が公開されている  
[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai\\_saiken.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html)

## IV 具体的改正の概要

- 中間試案で大項目で46、細かい項目で数えると数百にのぼる。短い趣旨説明である概要付文書で78頁、審議の経過を踏まえた補足説明付文書では544頁にのぼる。
- 判例によって創造されたルールの条文化(多数)
- 読みにくい規定や不要あるいは不合理な規定の整理・合理化(多数)
- 欠けているルールの補充  
例 意思無能力を理由とする無効、**不実表示の取り込み**、法律行為の清算ルール、債務引受、契約上の地位の移転、契約の基本原則、契約交渉段階での義務、契約の解釈、**約款**、**事情変更の法理**、継続的契約の一般ルールなど
- 新しい考え方への変更  
例 **消滅時効全般の単純化・統一化**、**変動制法定利率**、**契約責任の基本的な考え方**、**消費者概念の一部導入**、**金銭債務の特則**、**契約解除の要件**、**詐害行為取消権**、**個人保証の制限**、**債権譲渡関連全般**、**売主の担保責任**、**消費貸借全般**
- 対立する問題(**赤字**)では意見がまとまるかどうか先行きは予測不可能